

令和7年度実施事業

令和6年度木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の需要拡大支援事業

「輸出の課題解決に向けた取組を行う生産者団体等への支援」 事業説明会



2025年4月22日 15:00-17:00

日本特用林産振興会

1. 事業の趣旨

特用林産物の需要拡大支援事業に係る「輸出の課題解決に向けた取組を行う生産者団体等への支援」(以下「本事業」という。)は、農林水産物・食品の輸出目標である2030年に5兆円(うち林産物は1,660億円)の達成に向け、特用林産物の輸出を一層推進するため、輸出時の輸送手段、輸送中の取扱い、品質管理の検証等の輸出に係る課題解決に向けた取組を実施する事業体等を選定し支援するものである。

また、選定した事業体等(以下「助成事業者」という。)には、実績報告等の提出及び報告会における成果報告を求め、取組の内容を公表し、活動の成果を他の事業体にも普及することとする。

- ★ グローバル化、(ネオ)和食、(ネオ)和文化、ビーガン、多様性など新規需要 …… 需要拡大・高付加価値化
- ★ 人口減少、高齢化による特用林産物の産地である中山間地の社会・経済の維持・振興 …… 国際商品化
- ★ 里山の持続可能な経営



2. 公募内容

(1) 公募する事業内容

特用林産物の輸出先国・地域のニーズ等の把握、輸送時の手段、輸送中の取扱い、品質管理の検証等の輸出に係る課題解決に向けた取組を実施する事業体等に対し、日本特用林産振興会(以下、「日特振」という。)が、取組の実施に必要な経費の全部または一部を助成するものである。

(2) 応募資格者

本事業に応募できる事業体等は、林業を営む者(特用林産物の生産・販売を行う者を含む。)、またはその組織する団体

- ★ 市場・消費動向の把握・理解
- ★ 新たな輸出先国、購買ターゲットの開拓・選定
- ★ 普及・宣伝ツールの活用
- ★ 規格・認証など輸出先国ニーズに合わせた商品開発
- ★ 輸送方法、パッケージングなど鮮度維持・品質管理手法の開発



(3) 助成対象経費、助成額及び助成率

- ・助成対象経費は、別表のとおりとし、取組の実施に必要な経費とする。また、助成金については、原則として**一件当たり上限3,000千円とし、定額補助**とする。
- ・本事業の一部分(事業成果の一部を構成する分析または調査の実施、取りまとめ等)を**他の民間団体・企業等の第三者に委託する場合は**、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り、**助成総額の1/2を超えない範囲**で行うものとする。
なお、本事業そのもの又は本事業の**根幹をなす業務の委託はできないものとする。**
- ・事業体等の選定状況等により、一件当たりの助成金の上限を変更する場合がある。
- ・事業活動で**収益を得た場合は、当該収益分に相当する金額の返還が必要**になる場合がある。

- ★ 原則として、助成事業者が自ら行う取組み
- ★ すべて「領収書」が必要
- ★ 誰から何を購入したか、誰にどんな役務提供を受けたか明確に
- ★ 助成事業者(従業員を含めて)の人件費は対象としない
- ★ 為替の証明となるものが必要



【参考】 助成できる経費

- 賃金： 本事業実施のために臨時的に雇用した者の賃金。（助成事業体の従業員は対象外。）
- 旅費： 原則として、日特振旅費規程による。航空機利用の場合は領収書と搭乗券を提出のこと。旅行会社の手数料、旅行保険、ビザ取得料を含めることができる。
- 謝金： 講師等
- 需用費： 消耗品、資料・文献等購入費、パンフレット、ポスター印刷製本費等
- 役務費： 通訳等の雇用、通信運搬費、普及宣伝費、イベント等の装飾代、技術開発用の試作品製作、分析等試験依頼、原稿料、翻訳代等）
- 使用料及び賃借料： イベントブース・会場借上げ費、車両借上げ費、機械・展示設備等賃借料等
- 委託費： 委託契約による、現地コーディネート、技術開発・分析・試験等

★ 経費の精算に当たっては、支出ごとの領収書、当該支出に係る為替を証明できる証拠書類を提出

(4) 計上できない経費

事業の実施に必要なものであっても、次のものは計上できない。

- 助成対象経費以外の経費
- 土地等の不動産取得費、土地使用料及び建物借り上げ費
- パソコン、プリンター、カメラ、音響機器等、当該事業専用で使用するものの立証が困難であり、事業終了後も利用可能な汎用性の高い機材の調達のための経費
- 助成事業者(連携する又は共同で実施する事業者を含む)の100%同一の資本に属するグループ企業、連結対象となる子会社や関連会社からの調達のための経費
- 飲食費(茶菓代、ペットボトル飲料を含む。)
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 日特振から実際に支払われる助成金の額は、提案内容等の審査結果に基づき決定されることとなるので、必ずしも申請額と一致しないことがある。



(5) 消費税・地方消費税の扱い

助成事業者は、前項の交付申請書及び助成事業計画書を提出するにあたって、当該助成金に係る**消費税仕入控除税額**(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)**があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。**ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る**仕入控除税額が確定した場合**(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第12号)により**速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに日特振に報告しなければならない。**

ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実施結果の報告を行った場合には、この限りではない。

また、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該**消費税仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。**

(6) 事業の実施期間

事業の**実施期間は、助成金の交付決定の日から令和8年1月30日(金)まで**とする。事業体等は、この期間内に助成対象である輸出に係る課題解決に向けた取組の実施を完了するものとし、事業が完了した日から起算して**14日**を経過した日までに、事業活動及び取組の成果に関する報告書を提出することとする。

2025年4月22日	公募開始(日特振H/P)
4月22日	説明会(web)
5月15日	公募締切
5月下旬	第1回選定委員会→助成事業者等の決定
6月上旬	助成事業者から計画書の提出 承認後、取組みの開始
11月中旬	第2回選定委員会(=中間報告会)
2026年 1月末	取組の終了
2月下旬	第3回選定委員会(=成果報告会(webを含めて公開))



3. 公募書類の作成・提出

(1) 提出書類及び部数

以下の書類を各1部提出すること。

- ア. 本事業に係る「提案申請書」(様式第1号)及び「事業計画提案書」(様式第2号)、「事業概要図」(様式第3号)
- イ. 応募者が団体の場合には、提出者(団体)の概要が分かる以下の資料(コピー可)
 - ・団体の定款、寄附行為又は規約等
 - ・団体の直近の事業報告書及び収支決算書
 - ・団体の概要がわかるパンフレット等の資料

(2) 書類の提出時期等

ア. 公募期間: 令和7年4月22日から5月15日まで

イ. 提出期限: 公募期間の最終日の17時まで(必着)

ウ. 提出方法: 郵送または電子メールとする。

(注) 郵送の場合には、封筒に「輸出の課題解決に向けた取組提案申請書在中」と記載すること。

(3) 書類の提出先及び事業に関する問合せ先

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-5-18黒子ビル 日本特用林産振興会

(担当) 森田、大野、柴田

TEL: 03-3293-1197 FAX: 03-3293-1195

E-mail: k.morita@nittokusin.jp、 m-ohno@nittokusin.jp、 t.shibata@nittokusin.jp

4. 助成事業者の決定等

(1) 助成事業者の決定

提出された提案申請書等について、有識者等を委員とする選定委員会が、応募した事業者等の適格性、新規性、事業内容、実施方法、期待成果、効率性、波及効果などの審査を行い、助成事業者を9者程度選定する。

(2) 審査結果の通知等

助成事業者として決定した者に対してはその旨を、それ以外の公募申請者に対しては助成事業者とならなかった旨をそれぞれ通知する。

なお、不採択の理由の問い合わせには応じないものとする。

5. 事業の実施及び助成金の交付等に必要な手続き

助成事業者の決定後、本事業の実施及び助成金の交付等に必要な手続きについては、日特振が別途定める本事業に係る「助成金交付規程」のとおりとする。



【付録】 提案のポイント

A国への〇〇の輸出金額を3年間で倍増！！

